

訪問介護の基本報酬の見直し等を求める意見書

先般、令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬は引下げとなった。厚生労働省は、引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所や都市部の大規模事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、地方の実態とはかけ離れている。

また、当該改定において、介護職員の処遇改善加算はプラス0.98%を措置し、加算率の引上げが行われているものの、令和5年度の厚生労働省の調査によると、36%を超える訪問介護事業所が赤字であり、昨今の物価高騰に鑑みれば、一層経営が困難になることは避けられず、他産業への人材の流出を加速させかねない。

本県においては、全26市町村のうち、既に1村に訪問介護事業所がなく、4町村に各1か所しかない状況であるが、今回の介護報酬の改定により、訪問介護の空白地域がさらに増えることが危惧される。

訪問介護は、身体介護や生活援助など、生活全般にわたる援助を行うものであり、介護が必要な独居高齢者はもとより、在宅介護をしている家族にとっても日常生活を営む上で欠かせないサービスであるにもかかわらず、このままでは、地域において訪問介護サービスを受けることが困難になることも懸念される。

よって、国においては、訪問介護をはじめ、地方の介護事業者の安定的な経営と人材の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 物価高騰の影響等を考慮するなど、訪問介護の基本報酬をはじめ、早急に介護報酬全体の引上げの改定や財政支援を行うこと
- 2 地方の条件不利地域等における事業所の実態を十分に踏まえ、小規模事業所加算の要件を大幅に緩和するなど、持続可能な経営ができるよう支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月19日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
内閣官房長官	林芳正	殿